

社会保障的機能からの新たな住宅整備政策の研究

～ドイツにおける制度・研究を参照して～

代表 川久保 寛(神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 講師)

委員 嶋田 佳広(札幌学院大学法学部 准教授)

[研究報告要旨]

本研究は、高齢社会を迎えるわが国において新たな住宅整備政策を提案するために、ドイツにおける社会保障制度および住宅整備政策を参照して実施するものである。具体的には、ドイツにおける介護保険法（社会法典第 11 編）の基本的枠組みや改正過程を検討することによって、ドイツにおける住宅の位置づけを検討した。本研究の報告書は論文と資料に分かれている。

1994 年に創設されたドイツの介護保険法は、在宅介護優先を一貫して推進してきた。現金給付である介護手当や家族・友人等による介護の存在は、ドイツの介護保険制度の特色である。また、ホーム法による施設契約の規制もドイツの特色であり、施設給付の統制手段として機能してきた。しかし、介護保険法の施行後に行われた法改正をみると、あくまでサービスの改善を図るにとどまり、住宅そのものに対する政策が採られたわけではない。そして、2008 年の介護保険法改正は創設以来の包括的改正であり、わが国におけるケアプラン、地域包括支援センター、ケアマネージャーに類似する制度を創設し、在宅介護をより一層推進することとなったが、そこにおいても住宅そのものに対する積極的な政策が採られることはなかった。

本研究の結果、社会保障制度における積極的な住宅整備政策には限界があることがあきらかになった。高齢社会を迎えるわが国では、租税財源による積極的な住宅整備政策を行う必要があると思われる。一方で、社会保障的観点からは、地域包括ケアの一環として、空き家を利用した居場所づくりが注目されている。したがって、住宅整備政策においても、高齢者が現住する住宅への政策だけではなく、空き家の整備など社会保障領域における価値が認められる政策を行う必要があると思われる。

なお、本研究ではドイツの現地調査を実施した。資料としてその内容を報告書に付記している。